

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則第 19 条の規定に基づき知事が別に定める基準

(趣旨)

第 1 幼保連携型認定こども園以外に認定こども園の認定の要件に関する規則（平成 26 年規則第 47 号。以下「要件規則」という。）第 19 条の規定に基づき、知事が別に定める基準を次のように定める。

(保育室等の構造設備等)

第 2 保育機能施設には、要件規則第 7 条第 1 項及び第 8 条の規定によるもののほか、便所を設置しなければならない。

2 前項に規定するもののうち、保育室又は遊戯室、乳児室又はほふく室（以下「保育室等」という。）、調理室及び便所の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児（満 1 歳未満児をいう。）とその他の子どもを教育又は保育する場所は区画されており、安全性が確保されていること。

(2) 採光及び換気の確保並びに安全が確保されていること。

(3) 便所の数は、おおむね子ども 20 人につき 1 つ以上であること。

(4) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室等及び調理室とは区画されており、子どもが安全に使用できるものであること。

3 非常災害に対する設備等の基準は、次のとおりとする。

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

4 保育室等を 2 階以上に設ける場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 保育室等を 2 階に設ける場合は、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則（平成 25 年規則第 14 号。以下「最低基準」という。）第 40 条第 8 号ア、イ及びカの要件に適合すること。

(2) 保育室等を 3 階以上に設ける場合は、最低基準第 40 条第 8 号イからクまでの要件に適合するとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物であること。

(健康管理及び安全確保)

第 3 保育機能施設の子ども及び職員等に対する健康管理及び安全確保に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 登園、降園の際、子ども一人一人の健康状態を観察すること。

(2) 子どもの身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

(3) 継続して教育し、又は保育している子どもの健康診断を入所時及び 1 年に 2 回実施すること。

(4) 職員等の健康診断を採用時及び 1 年に 1 回実施すること。

- (5) 調理に携わる職員等には、おおむね月 1 回検便を実施すること。
- (6) 必要な医薬品その他の医療品を備えること。
- (7) 感染症にかかっていることがわかった子どもについては、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。
- (8) 睡眠中の子どもの顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- (9) 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。
- (10) 園舎及び屋外遊戯場では禁煙を遵守すること。ただし、屋外遊戯場を認定こども園が管理しない場合は、健康増進法第 25 条（平成 14 年法律第 103 号）に基づき、管理者に対して受動喫煙防止措置を講じることを求めるよう努めること。
- (11) 子どもの安全確保に配慮した教育又は保育を実施すること。
- (12) 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。
- (13) 不審者の立入や感染症等への対策を講ずるとともに、緊急時における子どもの安全を確保する体制を整備すること。

（利用者への情報提供）

第 4 利用者に対する情報提供の基準は、次のとおりとする。

- (1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示すること。
- (2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面を交付すること。
- (3) 利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約内容等について説明するよう努めること。

（備える帳簿）

第 5 職員等の状況及び教育し、又は保育している子どもの処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくこと。

附 則

この基準は、平成 18 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 8 月 24 日から施行する。